

宍粟市総合計画基本構想の策定議案を可決

| | |
|------------------|---|
| 趣 旨 | 本計画は、宍粟市の今後10年間のまちづくりの方向性を定めた、住みよい「まちづくり」実現の基本指針です。 |
| 計 画 構 成 | 「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3本柱により構成され平成27年度を目標年次と定めております。 |
| まちづくりの指標 | 宍粟市の面積は、県土の約7.8%を占める658 60km ² と広大で、うち、林野率は89%と豊富な森林資源を有しており、宍粟市人口も少子高齢化の著しい今日、交流人口の増加を目指した環境づくりを展開して将来人口を40 000人と設定しております。また、大幅な財政収入の増加が期待できない状況のなか、健全な行財政運営を確保しつつ、健康、福祉、教育、環境、産業など政策課題に的確に対応しております。 |
| まちづくりの視点 | 総人口の減少、少子化の進行、超高齢社会の到来、環境問題の深刻化など、宍粟市を取り巻く課題を明らかにして、これからのまちづくりの視点を示しております。 |
| 豊かな自然環境 | これまで人、地域が関ることによって保全されてきた自然環境の維持が困難な状況となった今、山林においては計画的な施業による公益的機能の維持向上を図り、農地については遊休農地活用、棚田やビオトープ空間の保全に取組み、河川は早急な治水対策や環境に配慮した河川改修や豊かな川資源を活かした空間づくりを進めていきます。 |
| 産業の活性化 | 中山間地域における地場産業の状況は厳しい環境にありますが、活性化に向けた取組みや支援策の方向づけが謳われており、工業については企業誘致、官学連携を生かした新たな産業の創出、企業家支援など、観光については、「見る」観光から「行う」観光への転換、雇用はシニア世代、高齢者、女性を産業の活性化や地域づくりに結びつける方策を検討していきます。 |
| 健康で安心の暮らしの確保 | 人口減少を見越しての各種福祉サービスをはじめとする施策の見直しが始まりつつある今、高齢者が「健康寿命」を維持して快適な老後を継続できる施策、障害のある人が地域の中で安心して暮らせる障害者福祉の充実、地域福祉については、地域住民が助け合い支えあう地域社会の実現、保健、医療については医師不足が深刻な今、総合病院、診療所、民間医療機関、3次医療機関との連携強化を図っていきます。 |
| 健全な青少年育成と生涯学習の充実 | 将来の発展に不可欠な礎であり、なお一層の青少年の健全育成が必要とされております。地域においては「地域の子供は地域で育てる」という意識の醸成が必要、学校にあっては教育における子供たちの自己の適正を見通した進路指導の充実が望まれて、集団活動、学習意欲等の意思向上により、若者の地域への定着と教育レベルの向上を図っていきます。生涯学習は成果を地域に還元できる環境の整備が、人権問題は差別や偏見のないまちづくりを推進し、スポーツは誰もが気軽に身近なスポーツに親しめる環境づくりや指導者の育成等を図っていきます。 |
| 生活環境の充実と定住の促進 | ライフステージに応じた住環境づくりが必要であり、道路については、快適な道路空間の形成と災害に強い道路網を構築するようになっており、交通網は高齢者や障害者、子供、高齢者など交通弱者を支える交通ネットワークの確立を図り、新たな公共交通システムの構築を図っていきます。 |